

タイに進出する際の基礎知識②「外資規制」



今回は、「外国人事業法」が規制している業種などについて、レポートいたします。

タイには、自国資本の保護・育成を目的とした「外国人事業法 (Foreign Business Act)」があり、「外国人」がタイで規制を受ける業種を定め、外国人が規制業種を行う場合の条件、手続きを規定しています。

規制の対象となる外国人とは、「タイ国籍を有していない個人もしくはタイ国外で登記された法人の出資比率が、50%以上の法人」等であり、出資比率が50%未満であれば、「外国人」とはみなされないため、規制対象外となります。そのため、弊社のお客様が現地で法人登記を行う際には、49%日本、51%タイの出資比率が多くなっています。なお、BOIなどの奨励を受ける場合、又は、商務省から外国人事業許可書を取得する場合、100%日本出資が認められます。

規制の対象業種は、以下に分けられます。

第1種(9業種)：特別な理由により、外国人(法人)の参入を禁止する業種

- * 新聞出版、放送通信等
- * 米作、果樹園など
- * 動物の飼養
- * 林業、木材加工
- * 漁業
- * 植物抽出(医療用)
- * 古物品の取引や競売

*仏像製造等

*土地取引

第2種(13業種)：国家安全保障や伝統文化、芸能、天然資源に影響を与える事業

*国家の安全保障、治安に係る事業

武器、兵器、火薬、爆発物やその部品、軍備品、軍船、軍用機または軍用車輛などの製造、販売、補修

*国内航空事業(国内陸運、水運あるいは空輸)

*タイの美術品または民芸品である骨董品の売買

*木彫(彫刻)品の製造

*養蚕、タイシルクの生産、織製、捺染プリント

*タイ楽器の製造

*金、銀、青銅、漆加工製品の製造

*伝統文化芸術品の陶磁器、土器の製造

*砂糖の生産

*製塩

*岩塩製塩

*発破採掘や採鉱

*木材加工、木彫

このほか、養魚、建設、小売、卸、観光及び飲食店など、「外国人との競争力がまだついていない事業」も規制対象となりますので、タイでの現地法人設立及び事業展開の検討にあたりましては、岡山県タイビジネスサポートデスクをご利用ください。

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク (株式会社アークビジネスサーチ内) >>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦(しが あつし)

<<タイ/バンコク現地デスク (ARK ENTERPRISE CO., LTD. 内) >>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳(ふくだ じゅん)

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています（岡山県からの委託業務）。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。